



# 金 沢 市 公 報

号外第11号

令和6年(2024年)6月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		
○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (デジタル行政戦略課)	1	○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (保育幼稚園課) 3
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	1	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 5
○金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例 ( " )	3	○金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部を改正する条例 (道路建設課) 7
○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課)	3	○金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例 (企業総務課) 7

## 条 例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

金 沢 市 長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第39号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第6条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

金 沢 市 長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第40号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、申請書の提出を要しない。

第36条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第42条の3中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第56条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項に規定する申請書の提出を要しない。

(1) 第1項第2号の規定に該当する固定資産を所有する者であって、当該年度の前年度に係る申請事項に異動がない場合

(2) 市長が、当該者が所有する固定資産が第1項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合

第116条の2の2第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、申請書の提出を要しない。

第116条の2の2第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第9条の2中第9項を第10項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第9条の3中第11項を第12項とし、第2項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第42条の3の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第41号

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定業務施設の」を「特定業務施設及び当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設（法第5条第4項第5号の特定業務児童福祉施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の」に改め、「による特定業務施設」の次に「及び特定業務児童福祉施設」を加える。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「特定業務施設の」を「特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第2条の改正規定中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分を除く。）による改正後の金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の規定は、令和6年4月19日以後に新設し、又は増設した特別償却設備に係る対象固定資産に対して課する固定資産税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備に係る対象固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

---

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第42号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表金沢市立三谷小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

---

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第43号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第46条第2項第5号中「満4歳以上満5歳に満たない」を「満4歳以上の」に改め、同項第6号を削る。

(金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表中備考以外の部分を次のように改める。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
3 満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳以上満2歳未満の園児	おおむね5人につき1人
5 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

第6条第3項の表の備考第3項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改める。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表満3歳以上満4歳未満の子どもの項中「20人」を「15人」に改め、「(保育所型認定こども園にあっては、おおむね15人につき1人)」を削り、同表満4歳以上満5歳未満の子どもの項を削り、同表満5歳以上の子どもの項を次のように改める。

満4歳以上の子ども	おおむね25人につき1人
-----------	--------------

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、第2条の規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園及び同条第3号に規定する地方裁量型認定こども園に限り、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、第4条の規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

#### ◎金沢市条例第44号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

80	近岡町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画近岡町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------	---

別表第2に次の1号を加える。

80 近岡町地区地区整備計画区域

計画地区		制 限
全域	用途の制限	(1) 法別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設 (2) ホテル、旅館又は自動車教習所 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物 (6) 葬儀場 (7) 風営法第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、水路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。 2 道路境界線又は隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分进行いう。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェン

		スとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）
--	--	---

別表第3に次のように加える。

24	近岡町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画近岡町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------	---

#### 附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第45号

金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部を改正する条例

金沢市がけ地防災工事資金融資条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 令和6年能登半島地震による被害への対応を目的として行われる防災工事であって、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に市長が当該被害の発生を確認した箇所において行われるものに関するこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「3メートル」とあるのは、「2メートル」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第46号

金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例

金沢市公共下水道条例（昭和43年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「排水設備の工事に関し技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「責任技術者及び排水設備工事業者」を「排水設備工事業者及び責任技術者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 排水設備工事業者は、営業所ごとに、排水設備の工事に関し技能を有する者（以下

「責任技術者」という。)を選任しなければならない。ただし、石川県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第16条の2第2号中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年(2024年)6月28日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄